

策定日 令和3年2月27日

株式会社釜屋 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができるような雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 計画内容

	内 容	対 策
1	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	<ul style="list-style-type: none">・従業員に対し育児・介護休暇制度等の説明会を行うことにより周知を図る。また相談員を設け、相談し易い環境とする。・令和3年4月から
2	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 年間の有給休暇の取得日数を1人当たり8日以上とする	<ul style="list-style-type: none">・個々の有給取得データに基づき、取得の少ない社員に対しては、毎月有給取得の促進指導を実施する。・令和3年4月から毎月